

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年9月25日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の力を活かした子どもの居場所づくりを推進するため交付する大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかを行う事業とする。

- (1) 子ども食堂等新規開設事業（食事の提供及び学習支援、レクリエーション等を行う子ども食堂等を新たに開設する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 子ども食堂等機能強化事業（既存の子ども食堂等について、食事の提供以外の学習支援、レクリエーション等の機能を強化する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 子ども食堂等運営事業（食事の提供、学習支援及び生活支援を行う子ども食堂等を運営する事業をいう。以下同じ。）

- 2 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 市内で実施されるものであること。
 - (2) 利用料金は、無料又は材料費等の実費相当額とすること。
 - (3) 子どもへの食事を1回当たり10食以上提供できる体制を有していること。
 - (4) 年間を通じて計画的に運営するとともに、おおむね月1回以上実施し、1回当たりの実施時間は、2時間以上であること。
 - (5) 1年以上継続して実施する見込みがあること。
 - (6) 既に開始し、又は補助金の交付の申請を行う年度内に開始する予定であること。
 - (7) 実施団体の関係者等特定の者のみ参加する運営を行わないこと。
 - (8) 大分市保健所の指導に基づいた衛生管理が行われること。
 - (9) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮し、利用者及び事業従事者の傷害保険に加入するとともに、安全確保に努めること。
 - (10) 支援を必要とする子ども又は保護者については、関係機関と連携し、必要な支援に結びつけるよう努めること。
 - (11) 営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行うものでないこと。
 - (12) 常駐できる責任者(補助金の交付を受ける団体の構成員である者に限る。)及び必要に応じて補助対象事業の補助ができる者を置くこと。
 - (13) 食品衛生責任者を置くこと(第6条の規定による補助金の交付の決定の日(以下「決定日」という。)の翌日から起算して6月を経過した日又は決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までの間に食品衛生責任者を置く

ことをあらかじめ明らかにした場合を含む。)

(14) 地域、学校等への適切な周知がされ、地域に開かれた運営が行われていること。

(15) 補助対象事業を行う上で知り得た個人情報第三者に漏らさない措置が講じられていること（必要に応じて支援機関等に情報提供をする場合等を除く。)

3 子ども食堂等新規開設事業及び子ども食堂等機能強化事業にあつては、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 食事の提供を行うものであること（食材を調理し、料理を提供する場合に限る。)

(2) 学習支援、遊び、様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができ、子どもが安心して過ごせる環境が確保されたものであること。

(3) 過去に子ども食堂等新規開設事業又は子ども食堂等機能強化事業に関し、補助金の交付を受けたものでないこと。

4 子ども食堂等運営事業にあつては、第2項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 食事の提供を行うものであること（食材を調理し、料理を提供する場合に限る。)

(2) 学習支援及び生活支援を実施するものであること。

(3) 補助対象事業に関し、本市から他の補助金等の財政的援助（市長が特に認めるものを除く。)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、社会福祉法人、NPO法人、自治会、ボランティア団体その他の営利を目的としない団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 会則、規約、定款等団体の組織及び運営に関する事項の定めを有していること。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動をする団体でないこと。
- (3) 法令等に違反する活動をしていないこと。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を目的とした団体でないこと。
- (5) おおいた子ども食堂ネットワーク及び大分市子どもの居場所づくりネットワークの会員又は当該会員の申請を行う予定である団体であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、寄附金その他の収入がある場合における補助金の額は、補助対象経費の額から当該収入を減じて得た額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 会則、規約、定款等及び構成員名簿の写し
- (3) 収支予算書
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すこと

ができる。

(概算による交付)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）

(子ども食堂等運営事業に限る。以下この項において同じ。)の円滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金概算交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算による交付を決定し、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金概算交付通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更（子ども食堂等新規開設事業及び子ども食堂等機能強化事業にあつては、補助金の額に変更を及ぼさない変更に限る。）のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金中止・廃止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日の翌日から起算して2週間を経過する日又は決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の収支を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の規定により実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、
適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市子どもの居場所づくり
ネットワーク推進事業補助金額確定通知書(様式第9号)により、補助事業
者に通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市子
どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付請求書(様式第10号)
を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助
金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、
当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定
めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者
は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に消費税等の申
告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金
額(第10条第2項の規定により減額の報告をした場合は、その減じた額を

上回る部分の額)を大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、補助事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して10年(子ども食堂等運営事業にあつては、5年)を経過するまでの間保存しなければならない。

(調査又は報告)

第15条 市長は、補助事業者に対して、運営状況を調査し、又は前条の書類を閲覧し、提出させ、若しくは報告を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
子ども食堂等 新規開設事業	修繕費（子ども食堂等の新規開設に必要な設備の改修に係る費用に限る。）、備品購入費、消耗品費、負担金及び印刷製本費	補助対象経費の額とし、20万円を限度とする。
子ども食堂等 機能強化事業	修繕費（子ども食堂等の機能強化に必要な設備の改修に係る費用に限る。）、備品購入費、消耗品費及び印刷製本費	補助対象経費の額とし、10万円を限度とする。
子ども食堂等 運営事業	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、使用料・賃借料、食材費及び負担金	補助対象経費の額とし、月1回事業を実施する補助事業者にあつては月1万円を、月2回以上事業を実施する補助事業者にあつては月2万円を限度とする。
	保険料	補助対象経費の額とし、3万円を限度とする。

備考

- 1 補助対象事業に係る補助金の交付は、1の補助対象者につき、1つの小学校区当たり1箇所の子ども食堂等に係る事業に限るものとする。
- 2 子ども食堂等新規開設事業及び子ども食堂等機能強化事業にあつては、国、民間団体等から補助等の財政的支援（市長が特に認めるものを除く）を受けている経費は、補助の対象としない。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 補助対象事業の区分 新規開設事業 ・ 機能強化事業 ・ 運営事業
- 2 補助対象経費 _____ 円
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 補助の条件

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金概算交付申請書

大分市長 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金について、概算による交付を受けたいので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- | | |
|----------------|---------|
| 1 事業の区分 | 運営事業 |
| 2 補助金の額 | _____ 円 |
| 3 概算交付申請額 | _____ 円 |
| 4 概算交付を必要とする理由 | |

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金概算交付通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金については、概算により交付することを決定したので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|-------------|--------|
| 1 補助対象事業の区分 | 運営事業 |
| 2 補助金交付決定額 | _____円 |
| 3 補助金の概算交付額 | _____円 |

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金変更承認申請書

大分市長 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の区分 新規開設事業 ・ 機能強化事業 ・ 運営事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 補助対象経費
変更前 _____ 円
変更後 _____ 円
- 5 補助金交付申請額
変更前 _____ 円
変更後 _____ 円
- 6 添付書類

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 補助対象事業の区分 新規開設事業 ・ 機能強化事業 ・ 運営事業
- 2 交付決定年月日及び通知書番号 年 月 日 第 号
- 3 変更後の補助対象経費 _____ 円
- 4 変更後の補助金交付決定額 _____ 円
- 5 補助の条件

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金中止・廃止届出書

大分市長 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金に係る事業について、事業内容の中止・廃止をしたいので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 補助対象事業の区分 新規開設事業 ・ 機能強化事業 ・ 運営事業
- 2 届出内容 中止 ・ 廃止
- 3 中止又は廃止の理由
- 4 中止又は廃止年月日 年 月 日

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金実績報告書

大分市長 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金については、その事業を完了したので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の区分 新規開設事業 ・ 機能強化事業 ・ 運営事業
- 2 事業の成果
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 補助事業の収支を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金について、その額を次のとおり確定したので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 補助対象事業の区分 新規開設事業 ・ 機能強化事業 ・ 運営事業

2 補助金の交付確定額 _____ 円

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付請求書

大分市長 殿

団体名
所在地
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金について、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業の区分 新規開設事業 ・ 機能強化事業 ・ 運営事業
- 2 補助金交付請求額 _____ 円
- 3 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 当座
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ) -----

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

大分市長 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 事業の区分
- 2 補助金の額の確定額 _____ 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 3 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 _____ 円
- 4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 _____ 円
- 5 補助金返還相当額（3－2） _____ 円
- 6 その他
 - (1) 大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表（別紙）を添付すること。
 - (2) その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税額等仕 入控除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。